

＼お手元の保険証を確認しましょう／

12月は国民健康保険制度の適用適正化月間です

1. 国民健康保険の届出を忘れずに

届出が遅れると、資格を得た月の分からの国保税が一度に課税されます。また、国保税と職場の社会保険等と二重払いしてしまうこととなりますので、早めに届出をしましょう。

医療機関を受診するときは、加入している保険証の資格をよく確認しましょう。資格がない期間に保険証を使用すると、医療費を返していただく場合がありますのでご注意ください。

届出が必要なき		届出に必要なもの
加入する場合	他の市町村から転入したとき	マイナンバーカード・他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養から外れたとき)	マイナンバーカード・健康保険をやめた証明書・印鑑 (資格喪失連絡票など)
	子どもが生まれたとき	マイナンバーカード・出生を証明するもの・印鑑
脱退する場合	他の市町村に転出するとき	マイナンバーカード・国保の保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	マイナンバーカード・国保と職場の保険証・印鑑
	加入者が亡くなったとき	マイナンバーカード・国保の保険証・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき 世帯や氏名が変わったとき	マイナンバーカード・国保の保険証・印鑑
	保険証を失くしたとき	マイナンバーカード・身分を証明するもの・印鑑
	就学等のため転出する場合	マイナンバーカード・国保の保険証・在学証明書・印鑑

※ 転出や健康保険に加入した場合、転居等の場合は、全員分の保険証をお持ちください。

2. 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険等の加入者がいる場合、現在、国民健康保険の方でも、被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるかどうか、お勤め先に確認してください。

※扶養認定の要件は、健康保険組合により異なります。

【国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い】

- ・国民健康保険は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

▶問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2 1 1 3



伐採した樹木を活用した

ウッドチップ・たい肥を無料配布します

成田空港では「空港の更なる機能強化」調査により発生した伐採樹木などを破砕したウッドチップとたい肥を無料で配布します。なお、お一人当たりの配付量には一定の制限があります。

▶配布日 2月16日(金)・17日(土) (前日までに電話予約必要・荒天時中止)

▶配布場所 多古町一畝田425 ※カーナビでは検索できませんのでご注意下さい
詳細はホームページへ (<https://www.narita-kinoukyouka.jp>)

▶持ち物 本人確認ができるもの(運転免許証等)、積込に必要な道具(スコップ・袋等)
※積込はご自身で実施

▶事前予約・問合せ先 成田国際空港株式会社地域共生部 ☎0476-34-5078 (9:00～16:00)

